

補助金調書

補助金名	屋台営業者団体活動支援補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化まつり振興部 屋台課(TEL092-733-5933)
交 付 先	団 体	屋台営業者団体		区 分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助対象者が、福岡市屋台基本条例に基づく市長が指定する屋台営業者団体に限定されているため。				
補助開始年度	令和元	年 度	経過年数	7	年 度
補助金の目的 及び 補助対象事業	屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的として、屋台営業者団体の屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他の公益に資する活動を補助対象としている。				
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	屋台営業者団体が行う屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動は、屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となるために重要な活動であり、本市として支援を継続する必要があるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費】 報償費、印刷消耗品費、役務費、借損料、その他市長が補助事業の実施に必要なと認めるもの 【補助金額の算定方法】 予算の範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額を上限とした額			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	1 件	2 件	
	200 千円	78 千円	28 千円	116 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	県外での屋台のPRイベントに出店するための屋台運搬費用、屋台街PR用品制作費用				
補助金交付 による効果	屋台営業者等が関係法令を遵守し適正な屋台営業を行い、及び市の施策に協力し屋台の効用を高めることに寄与する。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。